

冬季北見出張講習のご案内

日 程

(株)日立建機教習センター 北海道教習所
石狩市新港中央2丁目766-3
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

フォークリフト運転技能講習	(11H)	2/3 (土) ~ 4 (日)	2日間
	(31H)	2/3 (土) ~ 6 (火)	4日間
車両系(整地等)	(14H)	2/7 (水) ~ 8 (木)	2日間
玉掛け技能講習	(19H・15H)	2/9 (日) ~ 11 (火)	3日間
車両系(整地等)安全教育	(6H)	2/12 (月) ~ 12 (月)	1日間
小型移動式クレーン	(20H・16H)	2/13 (火) ~ 15 (木)	3日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
フォークリフト 運転技能講習 <small>北労安教第325</small>	31H	18才以上	・普通・大型・大特(限定付)免許所有者	52,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
	11H		・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要 ・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者 (経験証明、特別教育修了証が必要です)	21,000円	
車両系(整地等) 運転技能講習 <small>北労安教第318</small>	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方	44,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショベル／パワー・ショベル／モーターグレーダ／ブルドーザ／ドラグショベル／クラム・シエル／トレンチャー／ドラグ・ライン／他
玉掛技能講習 <small>北労安教第321</small>	19H	18才以上	・玉掛補助作業等の経験のない方	28,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1トン以上のクレーン／移動式クレーン／デリックの玉掛の業務
	15H		・玉掛補助作業等の経験はないが、クレーン／移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	24,000円	
車両系(整地等) 安全教育	6H	18才以上	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了者で取得後5年を経過している方	11,000円	(修了証のコピーが必要です。)
小型移動式クレーン 運転技能講習 <small>北労安教第322</small>	20H	18才以上	・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン／他
	16H		・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	44,000円	

受付時間	講習初日の午前8:00より (玉掛け15Hコース初日12:00より)
学科会場	日立建機日本(株)北見西機材センター(北見市美園518-1) 実技会場は初日に連絡いたします。
当日持参するもの…	学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本) 実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等
予約・受付先	会場の都合や実技規定により定員がございますので、 必ず事前に電話予約を行って下さい。 (株)日立建機教習センター 北海道教習所 (石狩市新港中央2丁目766-3) TEL: (0133)64-6388

受講料は受講開始日1週間前までに
下記へお振込みお願い致します。

三菱東京UFJ銀行
新東京支店(普通)
7760012
(株)日立建機教習センター

助成金制度のご案内
建設労働者確保育成助成金
平成28年 4月1日より
計画届等を受講開始日の1週間前
までに北海道労働局に提出する
ように変更になりました。

詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》
①中小建設業(28業種)であること。
②資本金3億円以下または従業員300人以下のどちらかであること。
③雇用保険(保険料率12.0/1000)に加入していること。
④受講者が雇用保険の被保険者であること。

☆受講申込書はインターネットよりダウンロードできます。

<http://kyosyu.hitachi-kenki.co.jp/hokkaido/index.html>

(ダウンロード→受講申込書より各科目選択してご利用ください。)

下記書類は受講日2週間前まで郵送にて送付ください。

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・自動車運転免許証・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照

その他	※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、 <u>旧修了証をご持参下さい。</u> ※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方はFAX(0133)64-6148にて事前に確認をします。
------------	---